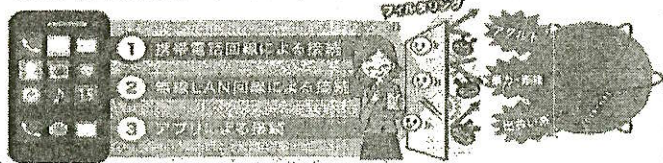


## 【子供のインターネット利用による犯罪被害を防止しましょう】

インターネット上には、子供に有害な情報があふれています。  
 子供がSNSを使って見知らぬ人と知り合い、様々な犯罪に巻き込まれる事件が本県でも後を絶ちません。  
 フィルタリングを設定・有効化するとともに、家族で十分話し合っ、インターネット利用のルールを作りましょう。

### フィルタリングを必ず利用しましょう!

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは②～④に対応するフィルタリングが必要!

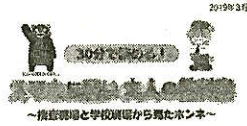


お子さんが安全にインターネットを利用できるようにするためには、スマートフォンの場合は、①～④のフィルタリングを必ず有効化する必要があります。そのためには、お子さんのスマートフォンに、直接フィルタリングソフトをダウンロード・インストールする必要があります。携帯電話の取扱説明書に確認してください。

- ① 知らない人(知らない人)
- ② 知らない人(自分の家)
- ③ 画像を送らないで!
- ④ 個人情報や秘密を教えないで!
- ⑤ 悪口を言わないで!
- ⑥ いじめがないで!(ネットを使って)



ゆっぴーと学ぼう!



～情報科と学校現場から見たホトネ～



(R1) 熊本県警察  
 (R2) 熊本県 熊本県教育委員会 熊本県教育委員会



令和4年3月号  
 発行  
 玉名警察署  
 ☎74-0110  
 玉東駐在所  
 ☎85-2157

## 忘れないで!!

### ～運転免許証の住所変更～

新たな生活を始める季節となってきました。  
 進学・就職・転職等で引っ越しが必要な方は、運転免許証の住所変更を忘れないようにお願いします。  
 運転免許証の住所変更は、住所地を管轄する公安委員会に届出をする様、道路交通法で定められています。  
 運転免許証の住所を変更していなければ、「運転免許証更新のお知らせ」のはがきは、以前住んでいた運転免許証記載の住所にしか届きません。  
 最悪の場合は、

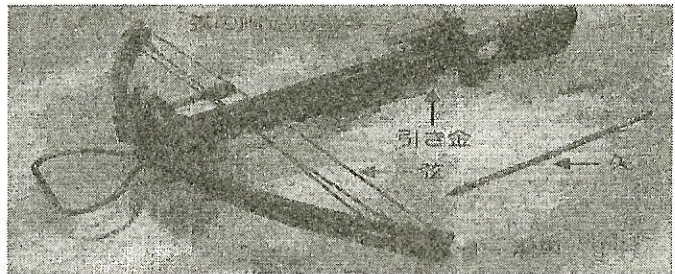
- はがきが届かない
- ↓
- 免許更新を忘れる
- ↓
- 運転免許証失効
- ↓
- 無免許運転



となる可能性もあるので、今一度住所や有効期限を確認して下さい!!

## クロスボウの所持禁止

クロスボウが使用された凶悪事件が相次いだことから、令和3年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布されました。これにより、改正法の施行日(令和4年3月15日)以降、クロスボウの所持が原則禁止され、許可制となることとなりました。  
 現在所持しているクロスボウについても、令和4年9月15日以降、許可なく所持していた場合は不法所持となり、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。  
 現在、所持しているクロスボウについて、今後所持許可申請する予定のないものは、各警察署の生活安全担当課において、無償で引き取りを行っています。



クロスボウの一例